

様式 3 - (1)

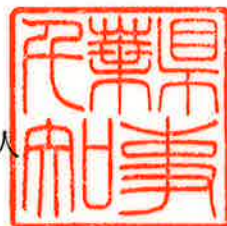
疾病第 1968 号
令和 7 年 1 月 29 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者
指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者

様

千葉県知事

熊谷 俊人



難病の患者に対する医療等に関する法律第 14 条第 1 項の規定
による指定医療機関の指定について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する医療機関として、下記のとおり指定します。
なお、この指定に当たっては、下記の条件を付して承認されたものとします。

記

- 1 名称、所在地等法第 19 条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）第 41 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 15 条の規定により、有効期間内に指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程により特定医療の適正な実施に努めること。

指定医療機関名称	つなぐ訪問看護ステーション
所在地	茂原市栗生野 2699-7
指定日	令和 6 年 8 月 1 日
指定医療機関有効期間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで

※指定医療機関は、指定から 6 年ごとに更新申請が必要となります。